別表十一(一の二)の表中「公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)×110/100」を「公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)×102、104、106、108又は110/100」に改め、同表の記載要領第一号中「第57条の９」の次に「(中小企業者等の貸倒引当金の特例）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号。以下この号において「平成31年改正法」という。）附則第54条（中小企業等の貸倒引当金の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成31年改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「平成31年旧効力単体措置法」という。）第57条の９第３項」を加え、「同法第68条の59」を「租税特別措置法第68条の59（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）若しくは平成31年改正法附則第71条（中小連結法人等の貸倒引当金の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成31年改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「平成31年旧効力連結措置法」という。）第68条の59第３項」に改め、同第二号(一)中「中小法人（法人で各事業年度終了の時において」を削り、「に規定する中小法人に該当するものをいう。）が同項又は同条第２項」を「又は第２項」に、「中小企業」を「中小企業者等」に改め、同号(2)を次のように改める。

(2)　租税特別措置法第68条の59第１項又は第２項の規定の適用を受ける場合　租税特別措置法施行令第39条の86第３項各号（中小連結法人等の法定繰入率）に定める割合

別表十一(一の二)の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号中「前号(1)に規定する中小法人」を「法人」に、「同号(2)に規定する中小連結法人」を「連結法人」に改め、同号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

３　「公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)×102、104、106、108又は110/100　(7)　」の欄は、法人が平成31年旧効力単体措置法第57条の９第３項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成31年旧効力連結措置法第68条の59第３項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、平成31年４月１日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては「102、104、106、108又は」を消し、同日から平成32年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「102、104、106、」及び「又は110」を消し、同年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「102、104、」及び「、108又は110」を消し、同年４月１日から平成34年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「102、」及び「、106、108又は110」を消し、同年４月１日から平成35年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「、104、106、108又は110」を消すこと。

別表十一(二)の表中「同上の20、30、50又は70/100相当額」を「同上の20又は50/100相当額」に改め、同表の記載要領第一号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成30年旧措置法」という。）第55条（海外投資等損失準備金）」を削り、「租税特別措置法第68条の43（海外投資等損失準備金）若しくは平成30年旧措置法」を「同法」に改め、同第二号中「「同上の20、30、50又は70/100相当額　(8)」」を「「同上の20又は50/100相当額　(8)」」に改め、同号(一)中「において、「当期において取得した特定株式等の取得年月日　(6)」の欄に記載された日が平成30年４月１日以後であるときは「、30、50又は70」を消し、同欄に記載された日が同月１日前であるときは「20、」及び「、50又は70」」を「には、「又は50」」に改め、同号(2)中「において、「当期において取得した特定株式等の取得年月日　(6)」の欄に記載された日が平成30年４月１日以後であるときは「20、30、」及び「又は70」を消し、同欄に記載された日が同月１日前であるときは「20、30、50又は」」を「には、「20又は」」に改める。

別表十一(三)の表中「平　・　・　平　・　・」を「　・　・　・　・」に改め、同表の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号。以下この号において「平成31年改正法」という。）附則第53条（新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成31年改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「同法」を「平成31年改正法附則第70条（連結法人の新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成31年改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

別表十一(四)を削る。

別表十一(四)の記載要領中「第55条の５」を「第55条の２」に改め、同表を別表十一(三)とする。

別表十一(五)の表中「平　・　・　平　・　・」を「　・　・　・　・」に改め、同表を別表十一(四)とする。